



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*2 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 204 字の名称の変更 (市町村課)
- 205 " (")
- 206 平成18年度前期技能検定の実施 (雇用推進課)
- 207 平成18年度随時技能検定の実施 (")

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月1日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 和歌山県妙寺警察署の部高野口幹部交番(伊都郡高野口町大字小田659番地の3)の款中「伊都郡高野口町大字小田659番地の3」を「橋本市高野口町小田659番地の3」に改め、同款高野口受持(伊都郡高野口町大字小田)の項及び伏原警察官駐在所(伊都郡高野口町大字伏原)の項を次のように改める。

| | |
|-------------------------|---|
| 高野口受持 (橋本市高野口町小田) | 橋本市のうち 高野口町大野、高野口町小田、高野口町上中、高野口町九重、高野口町嵯峨谷、高野口町下中、高野口町竹尾、高野口町名倉、高野口町名古曾、高野口町向島 |
| 伏原警察官駐在所 (橋本市高野口町伏原) | 橋本市のうち 高野口町応其、高野口町田原、高野口町伏原 |

別表第1 和歌山県白浜警察署の部日置警察官駐在所(西牟婁郡日置川町大字日置)の項中「西牟婁郡日置川町大字日置」を「西牟婁郡白浜町日置」に、「日置川町のうち」を「白浜町のうち」に改め、同部日置駅前警察官駐在所(西牟婁郡日置川町大字矢田)の項中「西牟婁郡日置川町大字矢田」を「西牟婁郡白浜町矢田」に、「日置川町のうち」を「白浜町のうち」に改め、同部安居警察官駐在所(西牟婁郡日置川町大字安居)の項中「西牟婁郡日置川町大字安居」を「西牟婁郡白浜町安居」に、「日置川町のう

ち」を「白浜町のうち」に改め、同部市鹿野警察官駐在所(西牟婁郡日置川町大字市鹿野)の項中「西牟婁郡日置川町大字市鹿野」を「西牟婁郡白浜町市鹿野」に、「日置川町のうち」を「白浜町のうち」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第204号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、橋本市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の名称の変更は、平成18年3月1日からその効力を生じるものとする。

平成18年3月1日

和歌山県知事 木村 良 樹

旧高野口町の大字の名称については、下記のとおり変更する。

| 変更前 | 変更後 |
|---------------------------------|---------|
| (旧高野口町の区域) | |
| 大字応其 | 高野口町応其 |
| 大字大野 | 高野口町大野 |
| 大字小田 | 高野口町小田 |
| 大字上中 | 高野口町上中 |
| 大字九重 | 高野口町九重 |
| 大字嵯峨谷 | 高野口町嵯峨谷 |
| 大字下中 | 高野口町下中 |
| 大字竹尾 | 高野口町竹尾 |
| 大字田原 | 高野口町田原 |
| 大字名倉 | 高野口町名倉 |
| 大字名古曾 | 高野口町名古曾 |
| 大字伏原 | 高野口町伏原 |
| 大字向島 | 高野口町向島 |
| 上記の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部又は一部 | |

和歌山県告示第205号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、白浜町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の名称の変更は、平成18年3月1日からその効力を生じるものとする。

平成18年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

旧日置川町の大字の名称については、下記のとおり変更する。

| 変更前 | 変更後 |
|-----------------------------|---------|
| 大字日置 | の全部 日置 |
| 大字塩野 | の全部 塩野 |
| 大字大古 | の全部 大古 |
| 大字矢田 | の全部 矢田 |
| 大字安宅 | の全部 安宅 |
| 大字田野井 | の全部 田野井 |
| 大字口ヶ谷 | の全部 口ヶ谷 |
| 大字安居 | の全部 安居 |
| 大字寺山 | の全部 寺山 |
| 大字中嶋 | の全部 中嶋 |
| 大字神宮寺 | の全部 神宮寺 |
| 大字向平 | の全部 向平 |
| 大字久木 | の全部 久木 |
| 大字城 | の全部 城 |
| 大字小川 | の全部 小川 |
| 大字宇津木 | の全部 宇津木 |
| 大字大 | の全部 大 |
| 大字玉伝 | の全部 玉伝 |
| 大字小房 | の全部 小房 |
| 大字市鹿野 | の全部 市鹿野 |
| 大字里谷 | の全部 里谷 |
| 大字上露 | の全部 上露 |
| 大字大瀬 | の全部 大瀬 |
| 大字北谷 | の全部 北谷 |
| 大字竹垣内 | の全部 竹垣内 |
| 上記の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部 | |

和歌山県告示第206号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成18年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成18年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業

）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、写真（肖像写真作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

れんが積み（れんが積み作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級、3級、単一等級

| 検 定 職 種 | 手数料 (1件) |
|---|-------------|
| 園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、石材施工、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、 | 15,700円 |

内装仕上げ施工、サッシ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾、れんが積み

(イ) (ア)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3級

| 検 定 職 種 | 手数料 (1件) |
|---|-------------|
| 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、写真、フラワー装飾 | 10,500円 |

イ. 実施期日

実技試験は、平成18年6月12日(月)から平成18年9月10日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成18年6月5日(月)に和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりである。

| 検 定 職 種 | 等級 | 実施日 |
|--|----------|---------------|
| 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、フラワー装飾 | 3級 | 平成18年7月30日(日) |
| 造園、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装 | 1級、2級 | 平成18年8月20日(日) |
| 園芸装飾、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ | 1級、2級 | 平成18年8月27日(日) |
| 写真 | 1級、2級、3級 | 平成18年8月30日(水) |
| 建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾、 | 1級、2級 | 平成18年9月3日(日) |
| れんが積み | 単一等級 | |

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号

和歌山技能センター内

電話 073-425-4555

(3) 受付期間

平成18年4月4日(火)から平成18年4月14日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(第3項第1号アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成18年10月3日(火)に和歌山県ホームページにて掲載する。ただし、3級の技能検定合格者(写真は除く。)の合格発表は、平成18年8月28日(月)とする。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者につ

いては、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定合格者には特級技能士章、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課又は和歌山県職業能力開発協会に問い合わせること。

和歌山県告示第207号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成18年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成18年3月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施する等級別検定職種

(1) 3級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)

業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)

製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

注 第1項第1号に掲げる3級の職種に係る試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

3級、基礎1級及び基礎2級

| 検 定 職 種 | 手数料 (1件) |
|--|-------------|
| 機械検査、婦人子供服製造 | 13,000円 |
| さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線盤製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装 | 15,700円 |

イ 実施期日

実技試験は、平成18年4月1日(土)から平成19年3月31日(土)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成18年4月1日(土)から平成19年3月31日(土)までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号

和歌山技能センター内

電話 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会にて配付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(第3項第1号アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はし

ない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課又は和歌山県職業能力開発協会に問い合わせること。